

2025年度グローバル入学試験における出願資格の配慮措置について

2025年度グローバル入学試験（I. 国際的な活躍を志す者を対象とした入学試験 [文系学部]）の出願資格は、下記のとおりです。なお、【出願資格】の下線部が、新型コロナウイルス感染症に伴う配慮措置内容です。

下記は2024年3月時点の出願資格ですので、出願の際には、2024年6月上旬に掲載予定の「2025年度グローバル入学試験要項」（[グローバル入学試験要項ページ](#)に掲載）を必ずご確認ください。

記

■ I. 国際的な活躍を志す者を対象とした入学試験

[文系学部：神・文・社会・法・経済・商・人間福祉・国際・教育・総合政策学部]

【出願資格】 ※下線部が配慮措置内容

関西学院大学を第一志望とし強く入学を希望する者で、次の(1)および(2)に該当し、下記の【出願要件】を満たす者。合格した場合は本学に入学することが条件となります。

- (1) 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者、もしくは2025年3月に卒業見込みの者。通常の課程による12年の学校教育を修了した者、もしくは2025年3月に修了見込みの者。学校教育法施行規則第150条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者、および2025年3月31日までにこれに該当する見込みの者。
- (2) 志望学部の所定の課程を修めるとともに、本学の実施するインターナショナル・プログラム（国際教育プログラム）に参加することを志す者。

【出願要件】

次の①に該当し、かつ②～⑤の中で1つ以上に該当する者。ただし、やむを得ず②～⑤のいずれの条件も満たしていない場合、今年度限りの措置として①のみに該当する者。

- ① 本学が指定する英語資格・検定試験のスコア CEFR B1 レベル以上を有する者。*
- ② 日本の上高等学校在籍期間中に、90日以上連続して、海外で留学した経験を有する者。なお、今年度限りの措置として次の内容を追加する。
 - a) 90日以上連続した留学のためにすでに留学を開始していたにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響により帰国せざるを得なくなった者。
 - b) 90日以上連続した留学のために留学許可を受けていたにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響により渡航することができなかった者。
- ③ 高等学校入学後、模擬国連の活動に熱心に取り組み、その活動の実績を、客観的な資料によって証明できる者。
- ④ 「関西学院世界市民明石塾」に参加し修了した者、または修了予定の者。
- ⑤ 高等学校入学後、英語弁論大会、英語エッセイコンテストなどにおける全国レベルの大会において入賞実績を有する者。

*本学が指定する英語資格・検定試験のスコア

「[本学が指定する英語資格・検定試験のスコア](#)」に記載のあるもので、正規スコアとする。また、各民間試験運営機関が定める有効期限内のものに限る。

以上